

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名:	愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:18地福第102-3号)
訪問調査 実施日:	平成20年12月16日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)豊田市 (施設名) 堤こども園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)生嶋 明美	定員(利用人数):250名
所在地:〒473-0938 愛知県豊田市本田町本田1	TEL(0565)52-3053

③総評

◇特に評価の高い点

豊田市の南部、田畑と共に工場も広がる地域にある市内最大規模の「こども園」で、平成18年3月に全面改築しており、2階建ての園舎は、内装、壁面に木材を用い自然でぬくもり感のある環境となっている。乳児と低年齢児のクラスは1階、幼児は2階に配置され、各保育室の前面に広いワークルーム、後には廊下があり、各クラス間の交流がしやすくなっている。廊下には木製の書棚とベンチがある読書コーナーのほか、観葉植物や花などの鉢物も置かれ、落ち着きと心地よさを感じさせる環境としている。広くて日当たりの良い園庭には、2カ所の砂場や大型のアスレチック遊具等があり、のびのびと遊べる保育環境となっている。

日常保育は、市の「こども園」の基本理念の下、子ども達の発達課題を踏まえ、自主的で創造性ある保育環境づくりを展開している。特に、牛乳パックや段ボールを用いた遊具や間仕切り等には保育者の工夫が良く現れている。毎年、子ども達への豊かな保育環境の提供という実践活動を積み重ねている。本年度は「自然物とのふれあい」をテーマに、園外保育で採取した木の実での造形表現やザリガニ等の飼育活動などにより、優しいところや豊かな感性を育む保育活動に取り組んでいる。

地域環境から延長保育・時間外保育も含め、乳児を沢山受け入れている。冷暖房設備をはじめコルクの床材や畳スペースなど安全で落ち着いた生活環境に加え、看護師も配置している。

大規模園であるが、園長以下、二人主任制のもと、正規、パートともによく組織化され、園の保育ニーズや運営環境の把握をはじめ、全職員参加のセルフチェックも、すべて文書化し、共通認識として、保育内容の向上に意欲的に取り組んでいる。また、保護者との連携にも力を入れており、意見箱の他、定例的な保護者アンケートを通じて広く意見要望をくみとり、結果の内容は園長による「たより」にて保護者へ返答している。さらに、「地域に開かれた園」として一時保育の受け入れや「子育て支援センター」も付置し、地域の多様な保育ニーズと乳幼児の子育て支援にも力を入れている。加えて、地域の老人会やボランティアをはじめ小学校等との積極的な連携した活動による、「地域の子育てと地域社会での子育て」といった今日的な保育としての先駆的な取り組みを行なっている。

◇改善を求められる点

豊田市独自の「こども園」として、理念に添った非常に高いサービスレベルであるが、公立園であり、職員の定期的な異動があっても、このレベルを維持し、さらに向上していくための組織的な継続性を望みたい。具体的には、園舎改築時の設計コンセプト及び地域ボランティア受け入れ経緯と活動内容、期間等の個別実績について、園長以下職員全体で承知し、園の優れた保育環境を次に繋げていく取り組みをされたい。また、マニュアル等は、その目的や根拠、背景となる法律通知とその動向を承知し、常に園の実態にあわせて見直しされることを期待したい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、昨年度よりセルフチェックを実施したり、園のおかれている環境について職員全員で考える機会を作ったりしたことで、こども園として求められているものや必要な環境等が具体的になりました。様々なマニュアルも、机上のものにならない様に再確認しながら、実際に生かせるように心がけてみることでより細やかな配慮が見えてきました。

また、今回、ご意見を受けながら、保育理念、保育サービスなど見直し、目標や課題を持つことで、大規模園ながら職員の連携が充実し、一人一人が積極的に実践に移せていることを再認識しました。

今後、ご意見を受けたことを基に、園に出て来られない地域の未就園児の親御さんにも、安心して子育てができるような内容の通信を発信し、地域のこども園として今以上に地域に開かれるように心がけていきたいと思います。

⑤評価項目(細目)の第三者評価結果(別添)

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(85項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	㉠ ・ b ・ c
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉠ ・ b ・ c

Ⅰ-2 計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	㉠ ・ b ・ c
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。			
	Ⅰ-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	保 7	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	保 8	㉠ ・ b ・ c

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 9	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 10	a ・ ㉠ ・ c
Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	Ⅰ-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 11	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 13	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 14	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 15	a ・ b ・ ㉗

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 16	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 17	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 18	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	保 19	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 20	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 21	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 22	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	保 23	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取組を行っている。	保 24	㉖ ・ b ・ c

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c	
Ⅱ-3-(1)-⑧ 不審者の進入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c	

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 35	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	㉠ ・ b ・ c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	保 42	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2)-②	利用者満足の向上に向けた取組を行っている。	保 43	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 44	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 45	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 46	㉠ ・ b ・ c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 47	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	保 48	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	保 49	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 51	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 52	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 53	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 54	㉠ ・ b ・ c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 55	㉖ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 56	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 57	㉖ ・ b ・ c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 58	㉖ ・ b ・ c
	Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	保 59	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 60	㉖ ・ b ・ c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 61	㉖ ・ b ・ c

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 62	① a . b . c	
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 63	② a . b . c	
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 64	③ a . b . c	
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 65	④ a . b . c	
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。	保 66	⑤ a . b . c	
Ⅲ-5-(1)-⑥ 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患を持つ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。	保 67	⑥ a . b . c	
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 68	① a . b . c	
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 69	② a . b . c	
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 70	① a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 71	② a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 72	③ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関わるような取組がなされている。	保 73	④ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 74	⑤ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 75	⑥ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 76	⑦ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 77	⑧ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 78	⑨ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 79	⑩ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 80	⑪ a . b . c	
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 81	⑫ a . b . c	
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-① 一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 82	① a . b . c	
Ⅲ-5-(4)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 83	② a . b . c	
Ⅲ-5-(4)-③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	保 84	③ a . b . c	
Ⅲ-5-(4)-④ 虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 85	④ a . b . c	